

## 平成18年度（2006年度）第10回横須賀市情報公開審査会

### 「公文書公開制度の一部見直し（第7回）」議事録

- ・ 日 時 平成19年2月23日（金）10:00～10:50
- ・ 場 所 横須賀市消防庁舎第3会議室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 行政管理課 室井主査、依田主任  
（事務局）
- ・ 傍聴者 なし

#### 1 開 会

#### 2 議 題

##### (1) 公文書公開制度の一部見直しについて

###### 各委員の意見

###### < 3 大量請求に対する事務処理期間の延長措置（11条関係）について >

・説明部分の最終段落については、「2 利用者の責務の明確化について」の記述との関係上、削除した方がよいのではないかと考える。

###### < 4 公表されている公文書の適用除外（15条関係）について >

・説明部分の後半にある記述は、法令等で閲覧に供されている目的と情報公開条例における目的が双方にあるため、場合によっては反してしまうことがありえるという趣旨か。

・閲覧制度は他の法令等で行われているが、写しの交付の規定がないために写しの交付については情報公開条例によって行われているが、それらについて整理して他の法令等において交付方法を考えてもらうということではないか。ただし、他の法令等により閲覧に供されている公文書の全てを適用除外とするかどうかは、その対象文書を精査する必要があると考える。

・説明部分にある「このことが情報の取扱目的の観点から検討を要する問題になると考える。」という記述が少し理解しにくいと思う。

・現行条例15条は、他の法令等で閲覧等の公開手続きが規定されている場合は、情報公開条例の公開手続きと重なるために、その場合は情報公開条例による手続きでは行わないとしているのではないかと感じる。その点が現行答申案に反映されていないように感じる。実態として閲覧に供されていることをもってただちに情報公開条例の適用除外となるということではないのではないかと考える。

・現行条例では、他の法令等で閲覧に供されているものも公文書であるため、写しの交付を求められた段階では対象文書として情報公開条例が適用されて、条例に基づき写しの交付を行うこととなる。

・他の法令等による目的と情報公開条例の目的との兼ね合いもあるのではないかと考える。

・市が他の法令等で閲覧に供されているものの原本を保有している場合と写しを保有している場合でも考え方が異なってくるのではないかと考える。そのあたりを公文書の適用除外としてどのように扱うかも課題となる。しかし、答申においてはそこまで記述する必要はないと思う。

- ・国の文書であろうと市が保有している文書であるならば、情報の管理という観点からでは自治事務と思われるため適用除外とはならないと考えることもできる。
- ・本件の課題となった一部の公文書を例えば適用除外とすることで現在の課題に対する対応策として考えてもよいのではないか。また、法令等により閲覧に供されている全ての公文書で適用除外とするか、適用除外とする公文書を限定的とするかという趣旨も答申案に記載するかどうかの判断も必要となる。

次回審査会においても継続審議を行う。